

資料 3

(パブリック・コメント用)

つくばみらい市デマンド乗合タクシー運行要領

本要領は、つくばみらい市デマンド乗合タクシー（以下「デマンドタクシー」という。）の運行にあたり必要な事項を定めるものとする。

1 目的 デマンドタクシーを導入することにより、高齢者や障がい者など、自由に利用できる移動手段を持たない方などの日常の移動における利便性の向上を図るとともに、地域の活性化及び環境に配慮したまちづくりを促進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) **事業主体** つくばみらい市

(2) **運行主体** 道路運送法第4条の許可を有する市内の一般乗合旅客自動車運送事業者又は、運行開始予定日の1ヶ月前までに一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得可能な者

(3) 運行計画

1) **運行区域** : つくばみらい市内全域（別紙のとおり）

2) **乗降場所** : つくばみらい市内全域（登録者の自宅、公共施設、商店や飲食店、事業所など）

※大型施設には乗降場所に標識等を設置する。

3) **使用車両** : タクシー車両

4) **運行台数** : 1運行あたり最大2台

5) **運行時間** : 午前8時から午後5時までの9時間

6) **運行日** : 月曜日から土曜日まで（12月29日から1月3日までは運休）

7) **運行回数** : 1日最大16便（1回につき最大2台運行）

8) 運行時間帯 : 午前8時から午後5時までの1時間単位

便名	出発時刻	便名	出発時刻
第1便	8:00	第6便	13:00
第2便	9:00	第7便	14:00
第3便	10:00	第8便	15:00
第4便	11:00	第9便	16:00
第5便	12:00		—

9) 運行期間 : 4月1日から3月31日までの当該年度単位とする。

(4) 予約体制 : 予約センターを市シルバー人材センター内に設置し、オペレーターを1名常駐させ、午前中は最大2名を配置する。

(5) 事故への対応 : 事故が発生した場合、運行事業者は速やかに適切な措置を講ずるとともに、つくばみらい市に報告する。事故に関する損害賠償等については、運行事業者において対応する。

(6) 苦情等への対応 : 運行に関する苦情等は、つくばみらい市及び運行事業者で誠意をもって対応するものとし、対応記録は両者が共有する。

(7) 利用方法

1) 利用対象者 : つくばみらい市民(住民登録をした方)。ただし、1人で乗降が可能な方に限り、1人で乗降が出来ない場合は、介助人が同伴すれば利用できる。

2) 利用登録 : あらかじめ市役所にて利用登録を行うものとする。
原則、利用登録を行った日の翌日から利用できるものとする。

3) 運行予約 : 利用を希望する3運行日前から運行の60分前までに予約センターへ、原則電話にて利用予約を行うものとする。(聴覚・言語障害のある方など、電話によることが困難な場合のみFAXでの予約も可能とする)。ただし、第1便及び第2便については、前運行日までとする。また、利用者が1日に利用できるのは2回までとする。

4) 予約受付時間 : 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、運休日を除く。

5) **利用料金** : 利用券により支払う (事前に利用券を購入)。

1 乗車につき大人 (中学生以上) 500 円, 小人 (小学生)・障がい者 200 円, 小学生未満 (保護者 1 名に対し 2 名まで) 及び障がい者の介助者 (障がい者 1 名に対し 1 名まで) 無料
※割引対象となる障がい者は次のとおり

- ①身体障害者手帳の 1 級, 2 級又は 1 種 3 級の方
- ②療育手帳のマル A 又は A の方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の方

6) **禁止事項等** : 次の事項は禁止する。

- ・車内での携帯電話による通話, 飲食及び喫煙
- ・飲酒してからの利用
- ・大きな荷物・長尺物の持ち込み (他の座席を塞がない。)
- ・ペットを連れての乗車 (介助犬は除く。)
- ・小学生未満だけでの利用
- ・営利目的での利用

乗務員は乗降の補助・荷物の運搬は行わない。

(8) **運行内容の変更** 運行内容の変更は, つくばみらい市地域公共交通会議の議決により決定する。なお, 道路運送法等関係法令に規定する以外の軽微な変更については, つくばみらい市において決定することができるものとする。

つくばみらい市
デマンド乗合タクシー
運行区域図

谷和原庁舎

みらい平駅

伊奈庁舎

きらくやま
ふれあいの丘

